

所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱（平成30年4月1日要綱）

最終改正:令和5年7月27日要綱

改正内容:令和5年7月27日要綱〔令和5年10月1日〕

○所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱

平成30年4月1日要綱

改正

令和元年5月27日要綱
令和3年9月30日要綱
令和4年5月11日要綱
令和5年7月27日要綱

所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、所沢市上下水道局有料広告の掲載に関するガイドライン（平成30年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。）に基づき、マンホールの蓋に掲載する有料広告（以下「マンホール蓋広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲載対象）

第2条 マンホール蓋広告の掲載対象は、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路であって、次の各号に掲げる鉄道駅周辺の歩道上に設置され、所沢市上下水道局（以下「市」という。）が維持及び管理を行うマンホールの蓋（管理者が別に定めるものに限る。）とする。

- （1）所沢駅
- （2）新所沢駅
- （3）航空公園駅
- （4）小手指駅
- （5）東所沢駅
- （6）狭山ヶ丘駅

（規格等）

第3条 マンホール蓋広告の規格は、マンホールの蓋の中心から半径22センチメートルの円形（デザインプレート（マンホール蓋広告のデザインが貼付されたポリカーボネイト及びステンレスの土台部分をいう。以下同じ。）及びステンレス枠部分を含む。）とする。

2 マンホール蓋広告のデザインは、下水道のイメージ向上等に配慮したものでなければならない。

（掲載期間）

第4条 マンホール蓋広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール蓋広告が設置された日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「開始月」という。）から起算して、24か月間又は12か月間のいずれかとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間中に広告主（第8条第1項の規定によりマンホール蓋広告の掲載が決定した者をいう。以下同じ。）の都合以外の事由によりマンホール蓋広告の掲載を中断した場合は、その中断期間に応じて掲載期間を延長することができる。

（広告料）

第5条 マンホール蓋広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、1か所につき、次の表の左欄に掲げる掲載場所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の掲載期間ごとに定める額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

掲載場所	掲載期間	
	24か月	12か月
所沢駅	月額7,700円	月額12,100円
新所沢駅 航空公園駅	月額6,600円	月額9,900円
小手指駅 東所沢駅 狭山ヶ丘駅	月額5,500円	月額8,800円

2 前項の広告料は、開始月から発生するものとする。ただし、掲載中断期間（前条第2項の規定によりマンホール蓋広告の掲載を中断した日が属する月からその掲載を再開した日の属する月（再開した日が月の初日であるときは、再開した日の前日が属する月）までをいう。以下同じ。）の広告料は、発生しないものとする。

（掲載希望者の募集）

第6条 マンホール蓋広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、ホームページ、広報紙等により行うものとする。

（掲載の申込み）

第7条 掲載希望者は、ガイドライン及びこの要綱を熟覧の上、原則としてマンホール蓋広告の掲載を希望する月の前月末日から起算して3か月前までに、所沢市マンホール蓋広告掲載申込書（様式第1号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（掲載の決定等）

第8条 管理者は、前条の申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査し、マンホール蓋広告の掲載の諾否を決定するものとする。

2 前項の審査は、申込みの順で行うものとする。ただし、同一のマンホールの蓋に関し同一の日に複数の申込みがあった場合の審査の順は、抽選によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、マンホール蓋広告の目的が公共的な性格を持ち、その内容が市の施策と合致するものと認められる場合は、管理者は、優先して掲載することができる。

4 管理者は、第1項の審査の結果、マンホール蓋広告を掲載することに決定した場合は、マンホール蓋広告を掲載するマンホール蓋について、当該決定の内容に従い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用を許可したものとみなす。

- 5 管理者は、前各項の規定によりマンホール蓋広告の掲載の諾否等を決定した場合は、所沢市マンホール蓋広告掲載決定通知書兼行政財産(マンホール蓋)使用許可書・不掲載決定通知書(様式第2号)により、掲載希望者に通知するものとする。
(デザインの提出)
- 第9条 広告主は、マンホール蓋広告のデザインのデータを管理者が指定する期日までに管理者が指定する方法で作成し、管理者に提出するものとする。
- 2 管理者は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。
(マンホール蓋広告の製作費用等)
- 第10条 市は、マンホール蓋広告の製作及び設置に要する費用を負担する。
(広告料の納入)
- 第11条 広告主は、原則として翌月14日までに管理者が指定する納付書により広告料を納入するものとする。ただし、同日が所沢市の休日を含める条例(平成元年条例第39号)第1条に定める市の休日に当たるときは、その翌日とする。
(維持管理等)
- 第12条 市は、マンホール蓋広告を掲載したマンホールの蓋の維持管理を行う。
- 2 市は、前項のマンホールの蓋に起因して、第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。ただし、マンホール蓋広告のデザインに起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責任を負う。
- 3 市は、劣化、破損等によりデザインプレートを交換することが適当と判断した場合は、当該デザインプレートを交換するものとする。
(撤去)
- 第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該マンホール蓋広告を撤去する。
- (1) 掲載期間が満了した場合
(2) マンホール蓋広告の掲載を中止した場合
(3) マンホール蓋広告の掲載の決定を取り消した場合
(掲載期間の変更等)
- 第14条 管理者は、広告主から掲載期間が満了する日の3か月前までに、所沢市マンホール蓋広告掲載更新等申込書(様式第3号。以下「更新等申込書」という。)の提出により掲載期間の更新の申込みがあった場合は、24か月間又は12か月間を単位として掲載期間の更新をすることができる。
- 2 管理者は、広告主から所沢市マンホール蓋広告掲載中止申込書(様式第4号。以下「中止申込書」という。)の提出により掲載の中止の申込みがあった場合において、掲載の中止に相当な事由があると認められるときは、中止申込書が提出された日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「中止申込月」という。)から3か月を経過することによって掲載を中止することができる。ただし、広告主が中止申込月から起算して3か月分の広告料に相当する額(中止申込月から3か月を経過する前に掲載期間が終了する場合にあっては、掲載終了までの全月数分の広告料に相当する額)を支払ったときは、中止申込月から起算して3か月を経過する前に掲載を中止することができる。
- 3 管理者は、第1項又は前項の申込みの結果、掲載期間の更新又は中止を決定した場合は、第8条第4項の行政財産の使用許可の期間の更新又は終了をしたものとみなす。
- 4 管理者は、第1項及び第3項の規定により掲載期間の更新の諾否等を決定した場合には、所沢市マンホール蓋広告掲載更新等決定通知書兼行政財産(マンホール蓋)使用許可期間更新通知書・掲載更新等不承認通知書(様式第5号。以下「更新等決定等通知書」という。)により、広告主に通知するものとする。
- 5 管理者は、第2項及び第3項の規定により掲載中止の諾否等を決定した場合には、所沢市マンホール蓋広告掲載中止決定通知書兼行政財産(マンホール蓋)使用許可取消書(様式第6号)により、広告主に通知するものとする。
(デザインの変更)
- 第15条 広告主は、掲載期間中にマンホール蓋広告のデザインの変更を希望する場合は、管理者に更新等申込書を提出するものとする。この場合において、広告主は、デザインの変更前のマンホール蓋広告の製作費用について、当該マンホール蓋広告の掲載期間の残存期間の割合に応じて管理者が定めた額を負担するものとする。
- 2 前項の規定によりマンホール蓋広告のデザインを変更した場合は、変更した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)を開始月とみなして、前条第1項及び第3項の規定を準用するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定によりデザインの変更の諾否等を決定した場合は、更新等決定等通知書により、広告主に通知するものとする。
(掲載決定の取消し等)
- 第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール蓋広告の掲載の決定を取り消すことができる。
- (1) 広告主が、指定する期日までに広告料を納入しない場合
(2) 広告主が、指定する期日までにマンホール蓋広告のデザインのデータを提出しない場合
(3) マンホール蓋広告の内容及びデザイン等が、法令、ガイドライン又はこの要綱に違反した場合
(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者がマンホール蓋広告の掲載が適切でないと判断した場合
- 2 管理者は、前項の規定によりマンホール蓋広告の掲載の決定を取り消した場合は、第8条第4項の行政財産の使用許可を取り消したものとみなす。
- 3 管理者は、前項の規定により行政財産の使用許可を取り消した場合は、所沢市マンホール蓋広告掲載決定取消通知書兼行政財産(マンホール蓋)使用許可取消書(様式第7号)により、広告主に通知するものとする。
- 4 管理者は、第1項の規定によりマンホール蓋広告の掲載の決定が取り消された広告主に対し、当該マンホール蓋広告を掲載したマンホールの蓋の交換に要する費用を請求することができる。この場合において、当該費用の算定については、第15条第1項後段の規定を準用する。
(広告料の返還等)
- 第17条 納入された広告料は、返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、掲載中断期間に係る広告料その他管理者が特に認めた広告料については、返還することができる。ただし、広告主に未払の広告料がある場合は、これに充当することができる。
- 3 管理者は、前項の規定により広告料の返還又は充当を行った場合には、その旨を広告主に通知するものとする。

(イルミネーションマンホール蓋広告)

第18条 第3条から前条までの規定にかかわらず、イルミネーションマンホール蓋広告(外部電源により発光する構造を持つマンホール蓋広告をいう。)の掲載に関する事項は、別に定める。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、マンホール蓋広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月27日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の所沢市上下水道局マンホール広告の掲載に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みがあったマンホール広告の掲載について適用し、同日前に申込みがあったマンホール広告の掲載については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市上下水道局マンホール広告の掲載に関する要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和3年9月30日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の所沢市上下水道局マンホール広告の掲載に関する要綱の規定により行われている掲載の決定、掲載期間の変更の決定、デザインの変更の決定及び行政財産の使用許可は、この要綱による改正後の所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱による掲載決定及び行政財産の使用許可とみなす。

附 則(令和4年5月11日要綱)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年7月27日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において、現にあるこの要綱による改正前の所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱(以下「改正前の要綱」という。)第5条の規定により発生している広告料に関しては、この要綱による改正後の所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間、改正前の要綱第5条に規定する広告料とする。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により行われている掲載の決定及び行政財産の使用許可は、この要綱による改正後の要綱による掲載決定及び行政財産の使用許可とみなす。

4 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

所沢市マンホール蓋広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

申込者 郵便番号
所在地 (住所)
名称 (氏名)
代表者名

次のとおりマンホール蓋広告の掲載を申し込みます。

1 広告の内容

2 掲載を希望するマンホール蓋

所沢駅西口		所沢駅東口			
新所沢駅西口		航空公園駅東口			
小手指駅南口		東所沢駅		狭山ヶ丘駅東口	

3 掲載期間等

年 月 日から 年 月 日までを希望 (24か月・12か月)

月額広告料 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

4 備考

- (1) 申込みに当たり、水道料金及び下水道使用料等の納付状況調査に同意します。
- (2) 所沢市上下水道局有料広告の掲載に関するガイドライン及び所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱を熟覧の上、内容について確認しました。

5 連絡先

担当 (部署・氏名)

電話

Fax

e-mail

掲載決定通知書

所沢市マンホール蓋広告 兼行政財産（マンホール蓋）使用許可書・
不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申込みがありましたマンホール蓋広告の掲載等について、次の
とおり決定しましたので、通知します。

1 決定区分

- 掲載することに決定しました。あわせて、マンホール蓋広告掲載の範囲内において以下の
行政財産（マンホール蓋）の使用を許可します。
- 掲載しないことに決定しました。

（理 由）

2 掲載対象のマンホール蓋（使用を許可する行政財産）

所沢駅西口		所沢駅東口			
新所沢駅西口		航空公園駅東口			
小手指駅南口		東所沢駅		狭山ヶ丘駅東口	

3 掲載期間（行政財産使用許可の期間）

年 月 日から 年 月 日まで（24か月・12か月）

4 広告料

合計 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（月額 円× か月）

5 備考

所沢市マンホール蓋広告掲載更新等申込書

年 月 日

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

申込者 郵便番号

所在地 (住所)

名称 (氏名)

代表者名

マンホール蓋広告に関する以下の事項について申し込みます。

1 掲載更新するマンホール蓋 (使用を許可されている行政財産)

所沢駅西口		所沢駅東口			
新所沢駅西口		航空公園駅東口			
小手指駅南口		東所沢駅		狭山ヶ丘駅東口	

2 掲載期間の更新 (行政財産使用許可の期間の更新)

更新します。 (現 行) 年 月 日から 年 月 日まで
(24か月・12か月)
(更新後) 年 月 日から 年 月 日まで
(24か月・12か月)

3 デザインの変更

変更します。 (現 行)
(変更後)
(変更後期間) 年 月 日から 年 月 日まで
(24か月・12か月)

4 備考

5 連絡先

担当 (部署・氏名)

電話

Fax

e-mail

所沢市マンホール蓋広告掲載中止申込書

年 月 日

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

申込者 郵便番号
所在地(住所)
名称(氏名)
代表者名

以下のとおりマンホール蓋広告の掲載中止を申し込みます。また、掲載を中止する日をもって行政財産の使用を終了します。

1 掲載を中止するマンホール蓋(使用を中止する行政財産)

所沢駅西口		所沢駅東口			
新所沢駅西口		航空公園駅東口			
小手指駅南口		東所沢駅		狭山ヶ丘駅東口	

2 掲載を中止する日(行政財産使用許可が終了する日)

- 中止申込月から3か月経過(年 月 日)をもって中止します。
- 中止申込月から3か月経過する前(年 月 日)に中止します。また、中止申込月から3か月分(中止申込月から3か月を経過する前に掲載期間が終了するときは、掲載終了までの全月数分)の広告料に相当する額を支払うことに同意します。

3 掲載を中止する理由

4 備考

5 連絡先

担当(部署・氏名)

電話

Fax

e-mail

所沢市マンホール蓋広告
掲載更新等決定通知書
兼行政財産（マンホール蓋）
使用許可期間更新通知書・
掲載更新等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市上下水道事業管理者



年 月 日付けで提出がありました「所沢市マンホール蓋広告掲載更新等申込書」
について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 掲載更新するマンホール蓋（使用を許可する行政財産）

所沢駅西口		所沢駅東口			
新所沢駅西口		航空公園駅東口			
小手指駅南口		東所沢駅		狭山ヶ丘駅東口	

2 掲載期間の更新（行政財産使用許可の期間の更新）

- 更新を認めます。（更新後の期間） 年 月 日から 年 月 日まで
（24か月・12か月）
- 更新を認めません。（理由）

3 広告料

合計 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（月額 円× か月）

4 デザインの変更

- 変更を認めます。（変更年月日） 年 月 日
- 変更を認めません。（理由）

5 備考

所沢市マンホール蓋広告
掲載中止決定通知書
兼行政財産（マンホール蓋）使用許可取消書

第 号
年 月 日

様

所沢市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申し込みがありました所沢市マンホール蓋広告の掲載中止について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定区分

- 掲載終了年月日をもって掲載中止を認めます。あわせて、同日をもって行政財産（マンホール蓋）の使用許可を終了します。
- 掲載中止を認めません。
- （理 由）

2 掲載を終了するマンホール蓋（使用を終了する行政財産）

所沢駅西口		所沢駅東口			
新所沢駅西口		航空公園駅東口			
小手指駅南口		東所沢駅		狭山ヶ丘駅東口	

3 掲載終了年月日（行政財産使用許可の終了年月日）

年 月 日

4 掲載中止に伴う広告料に相当する額の支払

合計 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（ か月分広告料に相当する額）

5 備考

所沢市マンホール蓋広告
掲載決定取消通知書
兼行政財産（マンホール蓋）使用許可取消書

第 号
年 月 日

様

所沢市上下水道事業管理者



年 月 日付け第 号で通知したマンホール蓋広告の掲載決定及び行政財産（マンホール蓋）の使用許可について、次のとおり取り消しましたので、通知します。

1 掲載決定をしていた内容（行政財産の使用許可をしていた内容）

(1) 対象のマンホール蓋（対象の行政財産）

所沢駅西口		所沢駅東口			
新所沢駅西口		航空公園駅東口			
小手指駅南口		東所沢駅		狭山ヶ丘駅東口	

(2) 掲載期間（行政財産使用許可の期間）

年 月 日から 年 月 日まで（24か月・12か月）

2 掲載決定の取消年月日（行政財産使用許可の取消年月日）

年 月 日

3 掲載決定の取消しの理由（行政財産使用許可の取消しの理由）

所沢市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する要綱第16条

- 第1号の規定に該当（理由）指定する期日までに広告料を納入しないため
- 第2号の規定に該当（理由）指定する期日までにマンホール蓋広告のデザインのデータを提出しないため
- 第3号の規定に該当（理由）マンホール蓋広告の内容及びデザイン等が、法令、ガイドライン又はこの要綱に違反したため
- 第4号の規定に該当（理由）

4 備考

【教示】

この処分（行政財産（マンホール蓋）の使用許可の取消しに限る。以下同じ。）に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、上下水道事業管理者となります。）提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日（前記の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。